

世田谷区フリーWi-Fi 運営管理業務委託 提案要求説明書

(配布資料)

1. 提案要求説明書 (本書)
2. 様式1 参加表明書
3. 様式2 参加辞退届
4. 様式3 質問書兼回答書

令和6年9月5日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

世田谷区フリーWi-Fi 運営管理業務委託

(2) 目的

区では、令和5年9月に「世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」を策定し、「行政手続き」「教育学習・生涯学習」「区民活動利用」「防災（避難所用）」という4つを利用目的とし、Wi-Fiの区内全域での統一的な配備を進めている。整備に合わせ、Wi-Fiの運営管理を包括的に委託することで、利用者や施設からの問い合わせに一元的に対応できる窓口を実現し、効率的な運用を図るとともに、区民がWi-Fiの利用や活動にあたってサポートする体制を構築し、また、Wi-Fiの利活用を促進する講座等を実施することで、区民の利便性向上やデジタルデバイドの解消、区民活動のさらなる活性化を図ることを目的とする。

(3) 世田谷区フリーWi-Fi 整備箇所・内容

別紙1 世田谷区フリーWi-Fi 整備計画のとおり（今後の整備予定を含む）

(4) 業務内容（委託予定業務）

(i) 利用者・施設からの問い合わせ対応

【令和7年1月～令和7年3月、想定件数50～100件程度／月】

- ア. コールセンターの設置やデジタル技術等の活用により、利用者・施設からのWi-Fi機器の利用に関する各種問い合わせへの対応を行うこと。
- イ. 問い合わせに対応する範囲は、「別紙1 世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」に掲載している施設に設置しているもので、区立小中学校、新BOP・学童クラブを除くものとする。
- ウ. 施設利用時間帯での迅速な対応が必要であることから、基本的には平日・土日・祝日・夜間の時間帯も含め対応できるようにすること。（原則、9時～23時／365日の対応）
- エ. 対応言語については日本語のみとする。
- オ. 対応にあたっては、事前に対応マニュアル等を作成し、区に協議を行うこと。
- カ. 問い合わせの対応記録を作成し、当月分を翌月の10日までに区に提出すること。
- キ. 対応が困難なエスカレーション案件やトラブルが発生した場合は、区にできるだけ早急に報告すること。

(ii) Wi-Fi マップの制作・周知（紙媒体の配布を除く）

- ア. 区民・団体による各施設でのWi-Fiの利用を促進するため、世田谷区フリーWi-Fi 整備計画に基づき整備する区内全域におけるWi-Fi マップを制作すること。（電子データ及び紙媒体、紙部数：4,500部）
- イ. Wi-Fi マップに掲載する範囲は、「別紙1 世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」に掲載している施設で、区立小中学校、新BOP・学童クラブを除くものとする。
- ウ. 区民が分かりやすい内容・構成とし、施設情報や各Wi-Fiの利用方法のほか、効果的な

活用事例も掲載すること。

エ. 掲載する施設は以下のとおりとし、施設の名称や住所、Wi-Fi の種別等については区から提供する。

① 行政手続き：本庁舎、総合支所、出張所、まちづくりセンター

② 生涯学習・教育学習：児童館、図書館、教育総合センター

③ 区民活動利用：本庁舎（世田谷区民会館、区民交流スペース等）、まちづくりセンター（活動フロア）、区民会館、区民センター、地区会館、区民集会所、大蔵第二運動場、世田谷美術館、文学館、平和資料館、がやがや館、ひだまり友遊会館、スカイキャロット展望ロビー、文化生活情報センター（生活工房）、パブリックシアター、クロッシングせたがや、保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）、青少年交流施設、公園（広域避難所のみ）、教育総合センター、郷土資料館、民家園

オ. 周知にあたっては、区のホームページなど広報媒体への掲載のほか、広く区民に周知を図れるよう、効果的な PR を検討・実施すること。

(iii) Wi-Fi 利用促進講座の開催

ア. 高齢者等へのデジタルデバインド対策のほか、子ども・若者、子育て世帯など、様々な属性の利用者に向けて、Wi-Fi 利用促進講座を実施すること。

イ. 区が想定する講座のテーマ（案）については以下のとおりとし、各地域・地区の状況やニーズに合わせて内容を提案し、区と協議のうえ実施内容を決定すること。

<テーマ（案）>

- ・地域コミュニティ：オンライン交流会、リモート会議、デジタルで世田谷を楽しむ 等
- ・健康増進：オンライン健康体操、運動講座、e スポーツ講座 等
- ・子育て：オンライン相談会、子育て交流会、子どもの遊び講座 等
- ・文化・芸術：デジタルを活用した文化・芸術活動、オンライン配信 等
- ・高齢者：オンライン手続き講座、デジタル終活、IT リテラシー講座 等
- ・防災：防災・減災セミナー、まちの防災マップ作成、映像でみる防災 等

ウ. 実施場所・回数については、区内 28 地区において、各地区 1～2 回程度実施することとし、基本的には地区会館や区民集会所などの区民集会施設を実施場所とすること。

エ. 講座 1 回の参加者数は 10 人～30 人程度とし、開催時間は 1 時間～2 時間程度とすること。

オ. 講座の実施にあたっては、企画、会場手配、周知、申込受付、当日運営など、実施にかかる業務全てを担うこと。

カ. 申込受付は電話、インターネット、FAX などにより対応すること。

(iv) 利用状況調査及び改善提案

ア. Wi-Fi サービスの提供によって得られる利用のログデータ等（個人情報を除く）の分析、利用者アンケートの実施によるニーズ調査、他自治体や民間における効果的な Wi-Fi の活用事例の調査・分析などを行い、Wi-Fi の利用促進等に係る改善施策の提案を区に対

して行うこと。

イ. Wi-Fi 利用のログデータについては区より提供する。

(5) 履行期間

令和6年度：契約の日から令和7年3月31日まで（予定）

令和7年度：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

令和8年度：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

※契約は単年度ごとに締結するものとし、各年度の契約は、当該契約の事業に係る区の予算配分があること及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

(6) 履行場所 政策経営部政策企画課、区民集会施設、受託事業者が従事する場所 ほか

2 提案限度額

16,500,000 円（税込）（令和6年度提案限度額）

3 プロポーザルに参加できる者の資格

次の（1）から（7）までの要件を全て満たす法人であること。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または、当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
 - ① 履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内）
 - ② 税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）（発行日から3ヶ月以内）
 - ③ 提案を行う事業所が所在する都道府県が発行する「法人事業税」の納税証明書（発行日から3ヶ月以内）
 - ④ 財務諸表（過去2年間）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (6) 平成31年度以降官公庁において同種又は類似の業務を受託した実績を有すること。
- (7) 世田谷区フリーWi-Fi 運営管理業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会委員が主宰、役

員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

4 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

(1) 参加表明書：別紙様式1「参加表明書」に準ずること

＜添付書類＞

- ・履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内）
- ・税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）（発行日から3ヶ月以内）
- ・提案を行う事業所が所在する都道府県が発行する「法人事業税」の納税証明書（発行日から3ヶ月以内）
- ・財務諸表（過去2年間）

(2) 提出期限：令和6年9月17日（火）15時まで（必着）

(3) 提出方法：下記9の窓口への持参、郵送

5 質問について

提案書作成に当たっての質問は、別紙様式3「質問書兼回答書」をもって電子メールで行う。また、回答については、公平を期するため、質問内容を取りまとめたうえで、招請通知を送った者全てに電子メールで配信する。

質問締切：令和6年9月27日（金）15時まで

回答：令和6年10月4日（金）

提出先：下記9に記載のメールアドレスまで

6 提案書の提出者を選定する基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

7 提案書の提出期限、提出先及び方法等

(1) 提案書の部数

10部（正本1部、副本9部）

(A4判（横置き、横書き）、両面刷り、合計20ページ以内（表紙除く、カラー可）、様式自由。表紙に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、社名（正本のみ）を記載すること。）

※会社名その他提出者が容易に特定できる情報は、提案書の正本にのみ記載し、副本には一切記載しないこと。

(2) 提出期限：令和6年10月11日（金）正午（必着）

(3) 提出方法：下記9の窓口への持参、郵送

8 提案書に求める内容

(1) 実施体制に関する事項（2ページ以内）

- ・業務責任者などの実績・経歴等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制等
- (2) 同種・類似業務の実績（2ページ以内）
 - ・これまでの同種・類似業務の受託内容
- (3) 実施方針（2ページ以内）
 - ・Wi-Fiの利用促進に向けた方針
 - ・想定スケジュール
- (4) 利用者・施設からの問い合わせ対応（3ページ以内）
 - ・各種問い合わせに係る対応体制について
- (5) Wi-Fi マップの制作・周知（3ページ以内）
 - ・Wi-Fi マップのデザイン方針、構成案について
 - ・区民へのPR手法について
- (6) Wi-Fi 利用促進講座の開催（4ページ以内）
 - ・講座のテーマ、内容について
 - ・実施場所、回数、参加人数について
 - ・企画から当日運営までの流れ、体制について
 - ・地域との連携について
- (7) 利用状況調査及び改善提案（2ページ以内）
 - ・調査内容及び分析の手法について
- (8) 見積書（2ページ以内）
 - ・提案限度額の範囲で総額を見積もること
 - ・事業を運営するための経費の内訳が分かるように詳細な見積書を作成すること

9 説明書の受領、参加表明書及び提案書の提出先など

世田谷区 政策経営部 政策企画課（東棟4階407番窓口） 担当：三原、宮城

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

TEL：03-5432-2035、FAX:03-5432-3047

E-mail：SEA02005@mb.city.setagaya.tokyo.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）

10 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制に関する事項
 - ・本業務を遂行するにあたり、業務責任者などの実績・経歴等は十分か
 - ・配置人員、役割、区との連絡体制等は適正なものとなっているか
- (2) 同種・類似業務の実績
 - ・平成31年度以降官公庁において同種・類似業務の実績を有しているか
- (3) 実施方針
 - ・Wi-Fiの利用促進に向けた方針が、区民のデジタルデバイド解消、区民の生涯学習等の活性

化に寄与するものとなっているか

- ・想定スケジュールが適切で実現可能なものとなっているか

(4) 利用者・施設からの問い合わせ対応

- ・利用者や施設からの各種問い合わせに対して、効果的かつ効率的に対応できる体制を構築できているか

(5) Wi-Fi マップの制作・周知

- ・Wi-Fi マップについて、区民が分かりやすいデザイン・内容・構成案となっているか
- ・区民への効果的なPRとなっているか

(6) Wi-Fi 利用促進講座の開催

- ・講座のテーマと内容が、子ども・若者、子育て世代、高齢者など様々な属性の方が参加でき、かつ、魅力的なものとなっているか
- ・実施場所、回数、参加人数について、地域に偏りなく、多くの区民が参加でき、かつ、現実的なものとなっているか
- ・効果的かつ効率的な運営を実施できるフロー・体制となっているか
- ・地域との連携により、講座実施後に、区民集会施設等での Wi-Fi を活用した自主的な活動が広がるような仕掛けがあるか

(7) 利用状況調査及び改善提案

- ・調査内容及び分析の手法が有効かつ実現性があるか

(8) 見積金額の妥当性

- ・見積内容、積算の内訳が妥当であるか

1 1 提案書の審査方法

(1) 書類審査

提案書の内容について「提案書を特定するための評価基準」に基づき審査し、1者を特定する。なお、審査の結果、一定の基準を超える提案事業者が存在しなかった場合は、候補者の特定を行わないものとする。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和6年10月下旬までに文書で発送する。また、区は選定事業者名及び審査結果について、必要に応じて公表することができるものとする。

1 2 その他

- (1) 参加表明書及び提案書の作成・提出等に要する費用は提案者の負担とし、世田谷区では一切負担しない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (9) 提案書の提出後に3の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (10) 提案書の提出後であっても、審査に必要がある場合は、追加書類の提出を求める場合がある。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (11) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (14) 区は、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (15) 世田谷区フリーWi-Fi 運営管理業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会の構成員は次のとおり。
 - ①政策企画課長 小泉輝嘉
 - ②DX 推進担当課長 齊藤真徳
 - ③副参事（DX 担当） 會田孝一

世田谷区フリーWi-Fi 整備計画

世田谷区

令和5年9月

【目 次】

はじめに	P. 1
1. これまでのWi-Fi整備状況	P. 3
(1) SETAGAYA Free Wi-Fi	
(2) 区民利用施設、教育・生涯学習施設など	
(3) 民間及び東京都の整備状況	
2. 検討過程	P. 5
3. 整備方針	P. 6
4. 整備内容	P. 8
5. 整備時期	P. 2 1
6. 管理運営手法	P. 2 1
7. 費用負担	P. 2 2
8. 今後の整備・運用にあたって	P. 2 3
(1) 接続状況の確認	
(2) 機器の適正なメンテナンス	
(3) 利用状況等の収集及び分析	
(4) 利用促進に向けた周知	
(5) 東京都との連携	
(6) 新規施設などへの対応	
9. 今後の推進体制	P. 2 4
資料編	P. 2 4
○現在設置済みの主なWi-Fi一覧	
○Wi-Fi設置施設一覧	

はじめに

～整備計画を策定するにあたって～

公衆無線 LAN¹サービスについては、情報通信技術の発達と社会への普及に伴い、スマートフォンやタブレット端末等を利用した情報通信手段が増え、我々の生活に必要な不可欠な要素となっている。

国の方針として、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月閣議決定）において、「2020 年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（避難所・避難場所に指定された学校等を含む）について、国が本年中に作成する整備計画に基づき、無料 Wi-Fi²環境の整備を推進する」と位置付けられ、また、東京都においても、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）までに外国人旅行者の移動・滞在を支える基盤を整備するために「外国人旅行者の受入環境整備方針」（平成 26 年 12 月）を策定し、訪都外国人旅行者の無料公衆無線 LAN 利用環境の満足度の向上を目標として掲げていたところである。

これらを踏まえ、区では、東京 2020 大会に向けて、公衆無線 LAN 環境の整備に向けた基本的な取組みの方向性を示すべく、平成 28 年 8 月に、「オリンピック・パラリンピック」「防災」「観光」を利用目的に、平成 28 年度から 31 年度までの 4 年間を取組期間とする「SETAGAYA Free Wi-Fi 整備計画」を策定し、これまでの整備を図ってきた。また、一方で、この間、SETAGAYA Free Wi-Fi 以外についても、各施設所管において、区民利用施設や教育・生涯学習施設など、区民の利便性向上の観点から、区民利用向けの Wi-Fi や GIGA スクール Wi-Fi の整備を進めてきたところであるが、施設によっては整備されていない場所もあるなど、統一的な配置となっていないところである。

令和 2 年には、世界的に感染が拡大した、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本に来日する外国人観光客は大幅に激減し、また、東京 2020 大会が終了したことに伴い、「観光」「オリンピック・パラリンピック」を利用目的とした SETAGAYA Free Wi-Fi の利用は減少していき、区内にて民間が設置する Wi-Fi については、撤去が進んでいる。

¹ 無線（電波）を使用して、限られたエリア内においてデータ通信を行うネットワークシステム。

² 無線 LAN の中で、「Wi-Fi Alliance」という業界団体により、国際標準規格 IEEE802.11 を使用した接続ができることを認証されたブランド。

そのような状況のなか、令和 3 年 8 月には、災害時や平常時に区が使用できる質の高い通信サービスの実現と地域の公共の福祉の増進に資することを目的に、地域 BWA³のモバイルルーターの配備を開始し、一部の区民利用施設のネットワーク環境の充実や防災情報の配信環境を整え、コロナ禍の影響により需要が拡大したオンライン相談や、まちづくりセンターにおけるワクチン予約受付対応など、区民向けの活用を機動的に図ってきた。

令和 5 年には、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行がなされ、経済・社会活動が本格的に活性化することを見据え、東京都において、インバウンドや災害時向けに、暗号化や偽 AP 対策によりセキュアでシームレスな環境を提供する国際規格 OpenRoaming（オープンローミング）⁴を採用した、次世代の Wi-Fi の普及を進めており、令和 5 年度中に都内 670 カ所に導入し、区市町村での公共施設への導入に向けた協力をよびかけているところである。

以上の経緯を踏まえ、本整備計画において、あらためて区としての Wi-Fi を整備するにあたっての全体の考え方を見直し・整理することで、対象施設、機器のスペック、個数、整備手法などを決定し、今後の整備を進めていくものとする。

³ 地域広帯域移動無線アクセスシステムを指し、総務省より免許を取得することでシステムの利用が可能。独自の周波数帯を使用するため、輻輳が発生しづらいメリットがある。

⁴ OpenRoaming（オープンローミング）とは、公衆 Wi-Fi サービス関連事業者の業界団体である、Wireless Broadband Alliance（WBA）による国際的な Wi-Fi 相互接続基盤のことであり、無線通信区間を暗号化するとともに、対応アクセスポイントに自動接続する仕組みとなっているため、盗聴される危険や、なりすましのアクセスポイントに誘導されるなどの危険が防止される。現在、OpenRoaming 対応アクセスポイントは国内外の様々な場所に 100 万スポット（2022年5月25日時点）以上ある。

1. これまでのWi-Fi整備状況

(1) SETAGAYA Free Wi-Fi

①整備状況

区では東京2020大会に向けて、平成28年8月に、「オリンピック・パラリンピック」、「観光」、「防災」を利用目的として、基本的な考え方を定め、次のとおり、世田谷区内全域にWi-Fiを整備してきた。(整備施設数：148箇所)

ア) オリンピック・パラリンピック

大会会場や練習地、交通基点等での区民、来場者への情報提供

【整備施設(3箇所)】

馬事公苑、総合運動場、大蔵第二運動場

イ) 観光

観光集客を含め、世田谷の魅力発信によるまちの賑わいの創出、産業振興の推進

【整備施設(19箇所)】

鉄道駅(三軒茶屋、二子玉川、下北沢、用賀、桜新町、経堂、千歳船橋、上町、成城学園前、千歳烏山)、区立公園(広域避難場所のみ)(二子玉川公園、羽根木公園、世田谷公園、きたみふれあい広場、玉川野毛町公園)、等々力溪谷、スカイキャロット、世田谷美術館、世田谷文学館

ウ) 防災

区民の日常的な安全・安心の確保、災害時の情報受発信の確実性の向上

【整備施設(126箇所)】

区立小中学校(指定避難所)、複合施設(指定避難所)(守山、花見堂、希望丘)、本庁舎、総合支所、まちづくりセンター、区立公園(広域避難場所のみ)

②利用状況

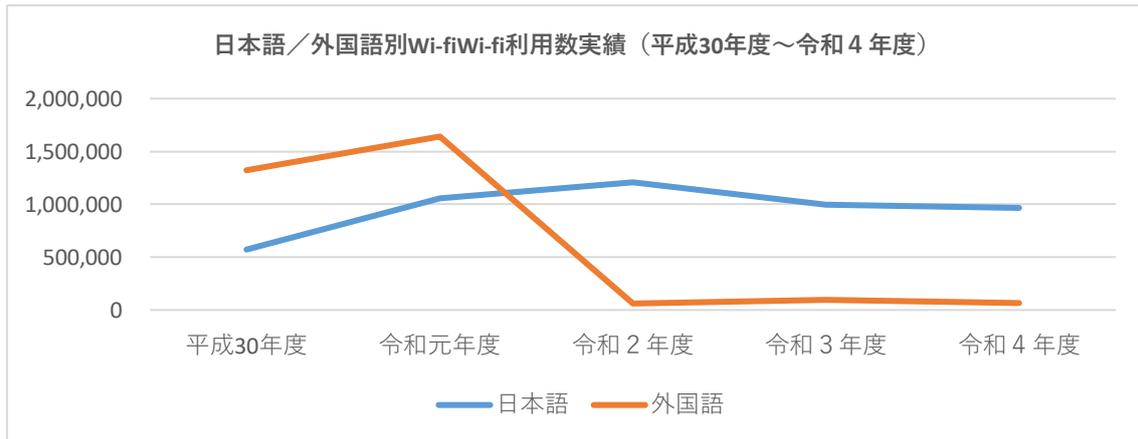
ア) これまで日本人・外国人ともに利用者数が多いのは、鉄道駅(約2,000件/日~1,000件/日)となっている。

イ) 外国語での利用は、令和元年度の年164万回(利用全体の60%程度)から、令和4年度の年6万回(6%程度)となっている。

ウ) 一方で、日本語での利用は、令和元年度の年105万回(40%程度)から、令和4年度の年96万回(94%程度)となっている。

(年間利用件数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日本語	571,693 (30%)	1,059,464 (39%)	1,208,312 (95%)	996,002 (91%)	964,888 (94%)
外国語	1,323,517 (70%)	1,641,658 (61%)	61,056 (5%)	92,880 (9%)	62,808 (6%)
計	1,895,210	2,701,122	1,269,368	1,088,882	1,027,696



(2) 区民利用施設、教育・生涯学習施設など

この間、区では、区民の利便性向上の観点から、(1)とは別に、区民利用施設や教育・生涯学習施設などの各施設に、区民の利用向けのWi-Fiや、GIGAスクールWi-Fiを、次のとおり整備している。

【整備施設】

区立小中学校、図書館、教育総合センター、まちづくりセンター(活動フロア)、区民会館、平和資料館、がやがや館、ひだまり友遊会館、文化生活情報センター(生活工房)、パブリックシアター、クロッシングせたがや、保健医療福祉総合プラザ(うめとぴあ)、青少年交流施設

(3) 民間及び東京都の整備状況

①国内における通信会社による基地局の増設等により、インターネット環境が改善・安定化したこと、また、東京2020大会の終了や、コロナ禍によるインバウンド(外国人観光客)が大幅に減少したことで、区内では東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄、都営バス、セブンイレブン、ファミリーマート、ドコモ等にて提供されていたフリーWi-Fiが撤去されている。

②東京都は、令和5年度中に策定する「Wi-Fi活用方針」に基づき、「無線区間暗号化」や「偽AP対策」による高い安全性、一度の登録・設定で平時も

災害時も自動で接続し、日本に来訪する外国人も利用できる利便性を備えた、“セキュアでシームレスな環境を提供する国際規格 OpenRoaming（オープンローミング）”に対応する機器及びシステムへの切り替えを採用した、次世代のWi-Fiの普及を進めている。令和5年度中に都内670箇所に導入し、区市町村での公共施設への導入に向けた協力を呼びかけている。

2. 検討過程

現状のWi-Fiの整備・利用状況を踏まえ、新たな世田谷区フリーWi-Fiの整備計画の検討にあたっては、DX推進委員会のもとに、庁内横断のプロジェクトチーム“フリーWi-Fi環境整備PT”を組成し、各施設への利用者ニーズ調査やヒアリングなども含め、次のとおり検討を進めてきた。

<フリーWi-Fi環境整備PTメンバー>

- 政策経営部 政策企画課（事務局）
- 総合支所 地域振興課
- DX推進担当部 DX推進担当課
- 生活文化政策部 市民活動推進課
- 保健福祉政策部 保健福祉政策課
- 都市整備部 都市計画課
- 教育総務部 教育総務課

<フリーWi-Fi環境整備PT開催概要>

- 第一回：令和4年12月20日（火）15時～16時30分

【議題】

- ・現状のSETAGAYA Free Wi-Fi及び各施設所管課によるWi-Fi整備状況
- ・整備済み、未整備施設に係る意見交換 等

- 第二回：令和5年1月25日（水）14時～15時30分

【議題】

- ・各施設の設置目的の分類案及び意見交換
- ・地域BWAルータの先行貸出に関する施設の検討 等

- 第三回：令和5年3月24日（金）9時～10時

【議題】

- ・整備に関する基本的な考え方

- ・利用目的別の区の方針及び整備案
- ・地域 BWA ルータの先行貸出に関する具体的な進め方 等

○第四回：令和5年6月14日（水）16時～17時

【議題】

- ・各施設の整備にあたってのアンケート調査結果
- ・各施設別の整備の考え方（機器のスペック、個数、整備手法を含む） 等

○第五回：令和5年8月1日（火）書面開催

【議題】

- ・各施設における整備内容の確認結果
- ・世田谷区フリーWi-Fi 整備計画（案） 等

3. 整備方針

フリーWi-Fi 環境整備 PT による検討に基づき、区としての Wi-Fi の整備にあたっては、これまでの SETAGAYA Free Wi-Fi における利用目的である「オリンピック・パラリンピック」「観光」「防災」にかわり、「行政手続き」「教育学習・生涯学習」「区民活動利用」「防災（避難所用）」という4つを利用目的とし、新たな基本的な考え方を、次のとおりとする。

《基本的な考え方》

①行政手続き

今後のデジタル社会の進展により、区民がこれまで窓口に来所していた行政手続きについて、電子申請における事前の記載内容の確認、キャッシュレス決済が前提となってくることから、ICT を活用した手続き・相談や各種情報の取得が円滑にできるよう環境を整え、区民生活の利便性向上を図る。

【該当施設：本庁舎、総合支所、出張所、まちづくりセンター】

②教育学習・生涯学習（下線部が新規整備施設）

小中学生などの子どもへの、GIGA スクール構想による一人1台のタブレット型端末の配備・活用による学習環境の急速な変化を踏まえ、放課後の時間も含め、STEAM 学習や探究型の学びなど、タブレットを活用した多様な新たな学び・活動が行えるよう環境を整備する。また、子どもから大人までのデジタルを活用した探究学習などの環境を整え、生涯学習の促進を図る。

【該当施設：区立小中学校、児童館、新 BOP・学童クラブ、図書館、教育総合セ

ンター】

③区民活動利用（下線部が新規整備施設）

リモート会議やオンラインでの交流活動、文化・芸術活動のオンライン配信、ICTを活用した運動教室など、コロナ禍を経て、子ども・若者、高齢者、障害者など多くの区民の活動の幅が広がっていることから、区民利用施設においても、新たな活動を円滑にできるよう環境を整え、区民の交流、文化・芸術活動、運動、主体的な学びの促進などを図っていく。

【該当施設：本庁舎（新世田谷区民会館、区民交流スペース等）・まちづくりセンター区民活動フロア、区民会館、区民センター、地区会館、区民集会所、大蔵第二運動場（宿泊施設に限る）、世田谷美術館・文学館、平和資料館、がやがや館、ひだまり友遊会館、ふれあいの家、スカイキャロット展望ロビー、文化生活情報センター、パブリックシアター、クロッシングせたがや、保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）、青少年交流施設、公園（広域避難所のみ）、教育総合センター*、郷土資料館、民家園】

④防災（避難所用）

災害時において、区民が情報端末などで最新の情報収集を迅速に行える環境を整備し、適切な行動を取れるようにする。

【該当施設：小中学校（指定避難所）、複合施設（守山・花見堂・希望丘）（指定避難所）、公園（広域避難場所のみ）*】

*機能が重複する施設のため再掲

<撤去施設について>

これまで「オリンピック・パラリンピック」「観光」を目的にWi-Fiを整備した施設のうち、次の施設については、新たな基本的な考え方に該当しないため、Wi-Fiの撤去を行う。（14箇所）

- ・鉄道駅（三軒茶屋駅、二子玉川駅、成城学園前駅、千歳烏山駅、用賀駅、桜新町駅、経堂駅、千歳船橋駅、上町駅、下北沢駅）
- ・運動施設（総合運動場、大蔵第二運動場）
- ・馬事公苑（けやき広場）
- ・等々力溪谷

4. 整備内容

新たな基本的な考え方に基づき Wi-Fi を整備する各施設については、次の整備にあたっての視点を踏まえ、具体の整備内容を決めるものとする。

<整備にあたっての視点>

- (1) 各施設による Wi-Fi の利用想定人数等に基づき、同時接続人数・通信速度等の機器のスペック、機器の個数、整備手法（常設・貸出）などを決定する。
- (2) 接続時間については基本的に無制限とする。
- (3) 行政手続きについては、東京都の制度を活用した国際規格 OpenRoaming（オープンローミング）など、暗号化対策等が実施された機器・システムへの切り替えを行う。
- (4) 多数の活動室がある、区民センター・地区会館・区民集会所・児童館などについては、貸出により必要な場所で利用することが適しているため、地域 BWA モバイルルーターを活用する。また、地下のスペース等で、電波が届かない場所については、有線回線を敷設し、Wi-Fi を整備する。

<整備施設一覧>

利用区分	整備種別	施設分類	施設数
①行政手続き	切替整備	本庁舎、総合支所	6
	切替整備	出張所	5
	切替整備	まちづくりセンター	28
②生涯学習・ 教育学習	整備済み	区立小中学校	91
	新規整備	児童館	27
	新規整備	新BOP・学童クラブ	61
	一部切替整備	図書館	17
	整備済み	教育総合センター	1
③区民活動利用	新規整備	本庁舎（世田谷区民会館、区民交流スペース等）	1
	整備済み	まちづくりセンター（活動フロア）	28
	切替整備	区民会館	7
	新規整備	区民センター	13
	新規整備	地区会館【有人管理】	16
	新規整備	地区会館【無人管理】	32
	新規整備	区民集会所【有人管理】	5
	新規整備	区民集会所【無人管理】	24
	新規整備	大蔵第二運動場（宿泊施設に限る）	1
	整備済み	世田谷美術館、文学館	2
	整備済み	平和資料館	1
	整備済み	がやがや館	1
	整備済み	ひだまり友遊会館	1
	新規整備	ふれあいの家	22
	整備済み	スカイキャロット展望ロビー	1
	整備済み	文化生活情報センター（生活工房）	1
	整備済み	パブリックシアター	1
	整備済み	クロッシングせたがや	1
	整備済み	保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）	1
	整備済み	青少年交流施設	3
	整備済み	公園（広域避難所のみ）	5
	整備済み	教育総合センター ※再掲	1
	新規整備	郷土資料館	1
新規整備	民家園	2	
④防災 (避難所用)	切替整備	区立小中学校	91
	切替整備	複合施設（守山・花見堂・希望丘）	3
	整備済み	公園（広域避難所のみ） ※再掲	5
合計			506

<行政手続き>

①本庁舎、総合支所（6施設）

来庁者による手続きや待合スペースでの利用において、最大同時接続数が50人～100人と想定されるフロアがあるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）50人～100人
（通信速度）1 Gbps 以上

【整備手法】常設

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】切替整備

※現在 SETAGAYA Free Wi-Fi を設置しているが、東京都の制度を活用した、国際規格 OpenRoaming（オープンローミング）など、暗号化対策等が実施された機器・システムへの切り替えを行う。

②出張所（5施設）

来庁者による手続きや待合スペースでの利用において、最大同時接続数が20人～50人と想定されるフロアがあるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）20人～50人
（通信速度）1 Gbps 以上

【整備手法】常設

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】切替整備

※出張所が併設するまちづくりセンターの Wi-Fi 等の電波範囲にあるため、当該 Wi-Fi を活用する。併せて、東京都の制度を活用した、国際規格 OpenRoaming（オープンローミング）など、暗号化対策等が実施された機器・システムへの切り替えを行う。

③まちづくりセンター（28施設）

来庁者による手続き・オンライン相談や待合スペースでの利用において、最大同時接続数が20人～50人と想定されるフロアがあるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）20人～50人
（通信速度）1 Gbps 以上

【整備手法】常設

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】切替整備

※現在 SETAGAYA Free Wi-Fi を設置しているが、利用想定に対して、機器のスペックが高いことから、維持コスト低減のため切替を行う。併せて、東京都の制度を活用した、国際規格 OpenRoaming（オープンローミング）など、暗号化対策等が実施された機器・システムへの切り替えを行う。

<教育学習・生涯学習>

①区立小中学校（91施設（ねいろを含む））

区立小中学校における iPad を活用した授業用として、1 教室での最大同時接続数が 50 人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）50 人～100 人
（通信速度）2.4Gbps（ベストエフォート）

【整備手法】常設

【整備主体】区（教育 ICT 推進課）

【整備種別】既に整備済み（GIGA スクール Wi-Fi）

②児童館（27施設）

子どもの利用による各活動室における最大同時接続数が 10 人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（機器の種類）地域 BWA（モバイルルーター）
（同時接続数）10 人程度
（通信速度）10Mbps 以上

【機器の数】各施設の活動室数に応じて 1 台～2 台

【整備手法】貸出（児童館職員による）

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】新規整備

③新 BOP・学童クラブ（61施設）

区立小学生による放課後の iPad を活用した学習用として、1 BOP 室での最大同時接続数が 20 人～50 人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（機器の種類）モバイルルーター
（同時接続数）20 人～50 人程度
（通信速度）1Gbps

【機器の数】各 BOP 室に 1 台

【整備手法】常設（避難所用との併用）

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】新規整備

- ※災害時には、避難所 Wi-Fi として昇降口に設置を行う運用を図ることで、既存の避難所 Wi-Fi に係るコストを削減する。
- ※学校改築の際には、GIGA スクール Wi-Fi を活用した整備が最も効果的であるため、当該タイミングにて各 BOP 室に GIGA スクール Wi-Fi を整備する。
- ※地下のスペース等で、モバイルルーターの電波が届かない場所については、GIGA スクール Wi-Fi などの有線回線を敷設し、Wi-Fi を整備する。

④図書館（17施設）

来館者による学習用として、最大同時接続数20人～50人と想定されるフロアがあるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）20人～50人
（通信速度）1Gbps 以上

【整備手法】常設

【整備主体】区（中央図書館）

【整備種別】一部切替・増設整備、その他既に整備済み（ギガらく Wi-Fi）

※経堂図書館は、利用想定に対して、機器のスペックが低いことから、切替を行う。また、中央図書館はフロアが広いため、Wi-Fi スポットの増設を行う。

⑤教育総合センター（1施設）

区立小中高校生による放課後の学習用として、各活動室での最大同時接続数が30人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）30人程度
（通信速度）1Gbps 以上

【整備手法】常設

【整備主体】区（教育総合センター教育相談課）

【整備種別】既に整備済み（フレッツ光回線 Wi-Fi）

<区民活動利用>

①本庁舎（世田谷区民会館、区民交流スペース等）（1施設）

区民・団体の活動利用、文化・芸術活動や交流事業での利用において、最大同時接続数が50人～100人と想定されるフロアがあるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）50人～100人
（通信速度）1Gbps 以上

【整備手法】常設

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】 新規整備

②まちづくりセンター（活動フロア）（28施設）

区民・団体の活動利用において、最大同時接続数が20人～50人と想定されるフロアがあるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）20人～50人
（通信速度）1Gbps以上

【整備手法】 常設

【整備主体】 区（地域行政課）

【整備種別】 既に整備済み（ギガらく Wi-Fi）

③区民会館（7施設）

区民・団体の活動利用、文化・芸術活動や交流事業での利用において、最大同時接続数が50人～100人と想定されるフロアがあるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）50人～100人
（通信速度）1Gbps以上

【整備手法】 常設

【整備主体】 指定管理者

【整備種別】 切替整備

※現在、各施設について、利用想定に対して、機器のスペックが低いことから、切替を行う。

④区民センター（13施設）

区民・団体の活動利用による、各活動室の最大同時接続数が10人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（機器の種類）地域 BWA（モバイルルーター）
（同時接続数）10人程度
（通信速度）10Mbps以上

【機器の数】 各施設の活動室数に応じて1台～2台

【整備手法】 貸出（委託事業者）

【整備主体】 区（政策企画課）

【整備種別】 新規整備

※現在、先行で試行的に地域 BWA（モバイルルーター）を整備しているが、本格運用を開始する。

※地下のスペース等で、地域 BWA の基地局電波が届かない場所については、

別途有線回線を敷設し、Wi-Fiを整備する。

⑤地区会館（有人管理）（16施設）

区民・団体の活動利用による、各活動室の最大同時接続数が10人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（機器の種類）地域 BWA（モバイルルーター）
（同時接続数）10人程度
（通信速度）10Mbps 以上

【機器の数】各施設の活動室数に応じて1台～2台

【整備手法】貸出（委託事業者）

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】新規整備

※現在、先行で試行的に地域 BWA（モバイルルーター）を整備しているが、本格運用を開始する。

※地下のスペース等で、地域 BWA の基地局電波が届かない場所については、別途有線回線を敷設し、Wi-Fiを整備する。

⑥地区会館（無人管理）（32施設）

区民・団体の活動利用による、各活動室の最大同時接続数が10人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（機器の種類）地域 BWA（モバイルルーター）
（同時接続数）10人程度
（通信速度）10Mbps 以上

【機器の数】各施設の活動室数に応じて1台～2台

【整備手法】貸出（鍵付き収納 BOX を常設し、その中から取り出して利用）

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】新規整備

※地下等のスペースで、地域 BWA の基地局電波が届かない場所については、別途有線回線を敷設し、Wi-Fiを整備する。

⑦区民集会所（有人管理）（5施設）

区民・団体の活動利用による、各活動室の最大同時接続数が10人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（機器の種類）地域 BWA（モバイルルーター）
（同時接続数）10人程度
（通信速度）10Mbps 以上

【機器の数】各施設の活動室数に応じて1台～2台

【整備手法】貸出（委託事業者）

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】新規整備

※現在、先行で試行的に地域 BWA（モバイルルーター）を整備しているが、本格運用を開始する。

※地下等のスペースで、地域 BWA の基地局電波が届かない場所については、別途有線回線を敷設し、Wi-Fi を整備する。

⑧区民集会所（無人管理）（24施設）

区民・団体の活動利用による、各活動室の最大同時接続数が10人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（機器の種類）地域 BWA（モバイルルーター）

（同時接続数）10人程度

（通信速度）10Mbps 以上

【機器の数】各施設の活動室数に応じて1台～2台

【整備手法】貸出（鍵付き収納 BOX を常設し、その中から取り出して利用）

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】新規整備

※地下等のスペースで、地域 BWA の基地局電波が届かない場所については、別途有線回線を敷設し、Wi-Fi を整備する。

⑨大蔵第二運動場（宿泊施設に限る）（1施設）

区民の宿泊利用による、各部屋の最大同時接続数が10人以下と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（機器の種類）地域 BWA（モバイルルーター）

（同時接続数）10人程度

（通信速度）10Mbps 以上

【機器の数】1台

【整備手法】貸出（指定管理者）

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】新規整備

⑩世田谷美術館、文学館（2施設）

来館者の利用による、最大同時接続数が世田谷美術館は50人～100人、文学館は20人～50人と想定されるフロアがあるため、以下の整備内容を

基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）世田谷美術館 50人～100人
文学館 20人～50人

（通信速度）1Gbps 以上

【整備手法】常設

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】世田谷美術館 既に整備済み（SETAGAYA Free Wi-Fi）、
文学館 切替整備

※現在 SETAGAYA Free Wi-Fi を設置しているが、利用想定に対して、機器のスペックが高いことから、維持コスト低減のため切替を行う。

⑪平和資料館（1施設）

来館者の調べ学習やオンライン授業など、多目的室での最大同時接続数が10人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）10人程度

（通信速度）1Gbps 以上

【整備手法】常設

【整備主体】区（平和資料館）

【整備種別】既に整備済み（フレッツ光回線 Wi-Fi）

⑫がやがや館（1施設）

区民・団体の活動利用による、各活動室の最大同時接続数が20人～50人と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）20人～50人

（通信速度）1Gbps 以上

【整備手法】常設

【整備主体】区（市民活動推進課）

【整備種別】既に整備済み（ギガらく Wi-Fi）

⑬ひだまり友遊会館（1施設）

区民・団体の活動利用による、各活動室の最大同時接続数が20人～50人と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）20人～50人

（通信速度）1Gbps 以上

【整備手法】常設

【整備主体】 指定管理者

【整備種別】 既に整備済み（フレッツ光回線、USEN Wi-Fi）

⑭ふれあいの家（２２施設）

区民・団体の活動利用による、活動室の最大同時接続数が１０人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（機器の種類） 地域 BWA（モバイルルーター）

（同時接続数） １０人程度

（通信速度） 10Mbps 以上

【機器の数】 １台

【整備手法】 貸出（社会福祉協議会）

【整備主体】 社会福祉協議会

【整備種別】 新規整備

⑮スカイキャロット展望ロビー（１施設）

区民などの展望ロビー利用において、最大同時接続数が５０人～１００人と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数） ５０人～１００人

（通信速度） 1 Gbps 以上

【整備手法】 常設

【整備主体】 区（政策企画課）

【整備種別】 既に整備済み（SETAGAYA Free Wi-Fi）

⑯文化生活情報センター（生活工房）（１施設）

区民・団体の活動利用、文化・芸術活動や交流事業での利用において、最大同時接続数が２０人～５０人と想定されるフロアがあるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数） ２０人～５０人

（通信速度） 1 Gbps 以上

【整備手法】 常設

【整備主体】 指定管理者

【整備種別】 既に整備済み（フレッツ光回線 Wi-Fi）

⑰パブリックシアター（１施設）

公演団体の活動利用、文化・芸術活動や交流事業での利用において、最大同時接続数が２０人～５０人と想定されるフロアがあるため、以下の整備内

容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数） 20人～50人
（通信速度） 1 Gbps 以上

【整備手法】 常設

【整備主体】 指定管理者

【整備種別】 既に整備済み（フレッツ光回線 Wi-Fi）

⑱クロッシングせたがや（1施設）

外国人や国際交流団体等の活動利用において、交流スペースの最大同時接続数が20人～50人と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数） 20人～50人
（通信速度） 1 Gbps 以上

【整備手法】 常設

【整備主体】 指定管理者

【整備種別】 既に整備済み（フレッツ光回線 Wi-Fi）

⑲保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）（1施設）

区民及び医療・福祉団体の活動利用、会議・研修等での利用において、最大同時接続数が50人～100人と想定されるフロアがあるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数） 50人～100人
（通信速度） 1 Gbps 以上

【整備手法】 常設

【整備主体】 指定管理者

【整備種別】 既に整備済み（USPOT-01）

⑳青少年交流施設（3施設）

子ども・若者のオンライン学習、文化活動等での利用において、最大同時接続数が20人～50人と想定されるフロアがあるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数） 20人～50人
（通信速度） 1 Gbps 以上

【整備手法】 常設

【整備主体】 区（子ども・若者支援課）

【整備種別】 既に整備済み（ギガらく Wi-Fi）

⑳公園（広域避難場所指定公園のみ）（5施設）

公園利用及び災害時の避難所利用において、最大同時接続数が100人以上と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）100人以上

（通信速度）2.4Gbps（ベストエフォート）

【整備手法】常設

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】既に整備済み（SETAGAYA Free Wi-Fi）

※現在一つのWi-Fiスポットを設置しているが、災害時に多くの区民が避難してくることから、避難者想定を踏まえ、今後公園内に複数のWi-Fiスポットを設置することを検討する。

㉑教育総合センター（1施設） ※再掲

区立小中高校生による放課後の学習用として、各活動室での最大同時接続数が30人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）30人程度

（通信速度）1Gbps以上

【整備手法】常設

【整備主体】区（教育総合センター教育相談課）

【整備種別】既に整備済み（フレッツ光回線Wi-Fi）

㉒郷土資料館（1施設）

来館者の観覧利用による、展示室・休憩室での最大同時接続数が10人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（機器の種類）地域BWA（モバイルルーター）

（同時接続数）10人程度

（通信速度）10Mbps以上

【機器の数】2台

【整備手法】常設

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】新規整備

㉓民家園（2施設）

来園者のデジタルミュージアムの閲覧や現地文化財の説明等の利用による、各園内エリアでの最大同時接続数が10人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（機器の種類）地域 BWA（モバイルルーター）
（同時接続数）10人程度
（通信速度）10Mbps 以上

【機器の数】各施設 1～3 台

【整備手法】常設

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】新規整備

<防災（避難所用）>

①区立小中学校（91施設（ねいろを含む））

災害時の避難所利用において、昇降口付近での最大同時接続数が50人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（機器の種類）モバイルルーター
（同時接続数）50人程度
（通信速度）1Gbps 以上

【整備手法】常設（BOP室との併用）

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】切替整備

※現在ギガらく Wi-Fi を設置しているが、昇降口への固定式のタイプのため、平時での学校利用ができず、有効活用が図られていないため、平時には BOP 室での利用が可能なモバイルルーターへの切替を行う。

②複合施設（守山・花見堂・希望丘）（3施設）

災害時の避難所利用において、最大同時接続数が50人程度と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）50人程度
（通信速度）1Gbps 以上

【整備手法】常設

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】切替整備

※現在ギガらく Wi-Fi を設置しているが、昇降口への固定式のタイプのため、平時での学校利用ができず、有効活用が図られていないため、平時でも活用が可能な可搬型の Wi-Fi への切替を行う。

③公園（広域避難場所指定公園のみ）（5施設） ※再掲

公園利用及び災害時の避難所利用において、最大同時接続数が100人以

上と想定されるため、以下の整備内容を基本とする。

【機器のスペック】（同時接続数）100人以上

（通信速度）2.4Gbps（ベストエフォート）

【整備手法】常設

【整備主体】区（政策企画課）

【整備種別】既に整備済み（SETAGAYA Free Wi-Fi）

※現在一つの Wi-Fi スポットを設置しているが、災害時に多くの区民が避難してくることから、避難者想定を踏まえ、今後公園内に複数の Wi-Fi スポットを設置することを検討する。

5. 整備時期

各施設における Wi-Fi の整備については、急速なデジタル社会への進展を踏まえ、早期に対応することが必要であること、また、整備内容の見直しによる適切なスペックへの機器の切替や撤去を早期に実施することで、コストの削減が図られるため、原則、令和6年度中に対応を図るものとする。

なお、現在区が保有している地域 BWA モバイルルーター及び、追加の調達を行い、児童館・区民センター・地区会館・区民集会所に、令和5年度中に先行して整備する。

6. 管理運営手法

Wi-Fi の管理運営にあたっては、区民の利便性の向上や災害時の対応力の強化、また、効果的な運用を図るため、次のとおり実施する。

- （1）機器の維持管理（定期保守や障害対応等）、施設・利用者からの問い合わせ対応などの業務については、効率的な運用、また、統一された分かりやすい窓口を実現するため、可能な限り包括的に事業者へ委託する手法を導入する。なお、問い合わせに係るコールセンター等の業務については、施設利用時間中での迅速な対応が必要であることから、平日・土日・祝日・夜間の時間帯も含めた窓口を設けることとする。

- (2) 併せて、子ども・若者、高齢者、障害者など、あらゆる区民が円滑に Wi-Fi を活用する環境を整えるため、利用や活動にあたってサポートする体制を構築するとともに、Wi-Fi の利活用を促進する講座などを実施する。特に、デジタルツールに慣れない高齢者などへのデジタルデバインド対策については、Wi-Fi を活用した手続き支援やスマホ教室、遠隔地とのオンライン交流活動・健康活動等の講座を実施するなど、利用を促す各種サポートを実施する。
- (3) 災害時における運用について、避難所に指定している区立小・中学校や公園等の他、平時に区民利用施設等で使用する常設の Wi-Fi については、可能な限り、災害時に常時画面や接続可能時間を切り替える設定を行い、避難所の適切な運用や情報収集を迅速に図れる環境を整備する。
- (4) 災害が発生した際に、一般の通信回線が、利用者の増加による電波干渉（輻輳）や断線などにより、利用できなくなることが想定されるため、平時に区民利用施設等で活用する地域 BWA モバイルルーターについては、災害時に、災害対策本部やまちづくりセンターにおける拠点隊、避難所などに集約し、活用を図れるよう、運用管理を行う。

7. 費用負担

本計画で整備する Wi-Fi サービスについては、基本的には無料で区民に提供するものとする。ただし、一部興行用での利用が想定されるため、その際には維持管理コストより適正な利用料を算出し、料金を徴収することを検討する。

よって、整備・管理運営に係る費用についての大部分は世田谷区が負担することになるが、財源に限りがあるため、国や東京都の補助金を最大限活用するとともに、効率的な運営管理手法の導入によるコストの低減、また、民間通信事業者等の協力を得ながら整備を進めることにより、区の負担を最小限に抑えるものとする。

8. 今後の整備・運用にあたって

今後、本整備計画に基づき、各施設における Wi-Fi の新規整備や切替整備、撤去、また、効果的な運用を図っていくが、以下の点に留意し、進めていくものとする。

(1) 接続状況の確認

各施設における Wi-Fi 電波の接続状況の事前調査を現場で実施し、区民・団体において、行政手続きや教育学習・生涯学習、区民活動利用、また、防災時の情報収集にあたり、円滑に Wi-Fi を利用できるかの確認を行う。

事前の電波確認において、各施設に導入予定の機器では不十分であることが判明した場合、あらためて機器の見直しを図り、適切なスペックの機器を整備するものとする。

(2) 機器の適正なメンテナンス

Wi-Fi サービスについて、障害を発生させず、継続運用を図っていくため、AP 機器やサーバ、ネットワーク等の定期的な稼働状況のチェックや、故障の前兆が発生していないか等の調査を実施し、未然に機器のトラブルを防ぐなど、適正なメンテナンスを図っていくものとする。

(3) 利用状況等の収集及び分析

Wi-Fi サービスの提供によって得られる利用者のログデータ等（個人情報を除く）について収集・分析し、利用者の数やニーズを把握することで、Wi-Fi 整備の費用対効果の検証、利用促進施策の改善を図っていく。また、分析の結果、利用者の増減により、当初計画で想定していた利用者数と実際の利用者数に乖離が発生した場合は、適切なスペックの機器への切替を実施するなど、適宜見直しを図っていく。

(4) 利用促進に向けた周知

区民・団体への各施設における Wi-Fi の利用を促進するため、区内全域における Wi-Fi 利用マップを作成し、周知を図る。パンフレットには利用場所や利用方法のほか、活用事例等も掲載するものとする。なお、周知にあたっては、区の広報（デジタルツールも含む）のほか、区内の民間事業者にも協力を促し、広く区民に周知を図っていくものとする。

(5) 東京都との連携

東京都が推奨する、“セキュアでシームレスな環境を提供する国際規格 OpenRoaming（オープンローミング）”への対応については、既存機器の交換を

実施する必要があり、大幅な整備費の増加が見込まれることから、区の整備計画を基本としつつ、令和5年度中に都より示される「Wi-Fi活用方針」を踏まえ、安全性や利便性の向上への寄与度、施設の性質による必要性、費用対効果などの視点に基づき検討する。

(6) 新規施設などへの対応

今後新規で整備される施設や、施設の機能移転などが発生する場合については、当該施設が基本的な考え方に合致するかどうかの検討を行い、Wi-Fiの新規整備を適正に行うものとする。

9. 今後の推進体制

引き続き、政策企画課が中心となり、各施設所管課による庁内横断のプロジェクトチーム“フリーWi-Fi環境整備PT”において、全庁的な情報共有及び整備の調整、効果検証を図っていく。

資料編

○現在設置済みの主なWi-Fi一覧

	SETAGAYA Free Wi-Fi (NTT)	ギガらくWi-Fi (NTT)	地域BWA (イツコム)
機器			
タイプ	有線ケーブル (常設)	有線ケーブル (常設)	モバイル (貸出もしくは常設)
同時接続数 (1AP)	100台程度	50台程度	10台程度
接続速度 (ベストエフォート)	2.4Gbps	1.3Gbps	下り220Mbps 上り10Mbps
接続時間	60分	60分もしくは無制限	無制限
速度制限	なし	なし	3日で10GB超えた場合 ただし、18時-2時の時間帯制限
有効電波 (1AP)	半径30~50m程度	半径20m程度	半径20m程度

※地域 BWA について、災害時や平常時に質の高い通信サービスの実現と地域の公共の福祉の増進に資することを目的に、輻輳が起こりにくい広域帯（20MHz 帯幅）の世界標準バンドを、地方公共団体との協定を締結した事業者に、総務省が免許を付与するものである。世田谷区においては、イツツ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「イツツコム」という。）及び株式会社ジェイコム東京と、令和3年8月19日に協定を締結し、イツツコムより200台の地域 BWA モバイルルーターの無償貸与（通信費等も無償）を受け、運用を開始している。

○Wi-Fi 設置施設一覧

<行政手続き>

施設分類	施設名
本庁舎・総合支所	本庁舎
	世田谷総合支所
	北沢総合支所
	玉川総合支所
	砧総合支所
	烏山総合支所
出張所	太子堂出張所
	経堂出張所
	用賀出張所
	二子玉川出張所
	烏山出張所
まちづくりセンター	池尻まちづくりセンター
	太子堂まちづくりセンター
	若林まちづくりセンター
	上町まちづくりセンター
	経堂まちづくりセンター
	下馬まちづくりセンター
	上馬まちづくりセンター
	梅丘まちづくりセンター
	代沢まちづくりセンター
	新代田まちづくりセンター
	北沢まちづくりセンター
	松原まちづくりセンター
	松沢まちづくりセンター

	奥沢まちづくりセンター
	九品仏まちづくりセンター
	等々力まちづくりセンター
	上野毛まちづくりセンター
	用賀まちづくりセンター
	二子玉川まちづくりセンター
	深沢まちづくりセンター
	祖師谷まちづくりセンター
	成城まちづくりセンター
	船橋まちづくりセンター
	喜多見まちづくりセンター
	砧まちづくりセンター
	上北沢まちづくりセンター
	上祖師谷まちづくりセンター
	烏山まちづくりセンター

<教育学習・生涯学習>

施設分類	施設名
区立小中学校	若林小学校
	三宿小学校
	太子堂小学校
	桜小学校
	桜丘小学校
	代沢小学校
	多聞小学校
	世田谷小学校
	松沢小学校
	駒沢小学校
	旭小学校
	中里小学校
	松原小学校
	上北沢小学校
	駒繫小学校
	池之上小学校
	経堂小学校

弦巻小学校
山崎小学校
中丸小学校
代田小学校
三軒茶屋小学校
赤堤小学校
松丘小学校
池尻小学校
笹原小学校
城山小学校
深沢小学校
玉川小学校
京西小学校
二子玉川小学校
八幡小学校
奥沢小学校
尾山台小学校
東深沢小学校
東玉川小学校
桜町小学校
九品仏小学校
瀬田小学校
等々力小学校
用賀小学校
中町小学校
玉堤小学校
烏山小学校
塚戸小学校
祖師谷小学校
砧小学校
明正小学校
烏山北小学校
八幡山小学校
芦花小学校
船橋小学校

砧南小学校
給田小学校
山野小学校
千歳小学校
喜多見小学校
武蔵丘小学校
希望丘小学校
千歳台小学校
下北沢小学校
太子堂中学校
桜丘中学校
松沢中学校
駒沢中学校
北沢中学校
緑丘中学校
駒留中学校
梅丘中学校
桜木中学校
富士中学校
弦巻中学校
奥沢中学校
八幡中学校
玉川中学校
瀬田中学校
深沢中学校
尾山台中学校
用賀中学校
東深沢中学校
砧中学校
烏山中学校
千歳中学校
芦花中学校
上祖師谷中学校
砧南中学校
喜多見中学校

	三宿中学校
	世田谷中学校
	不登校特例校
	船橋希望中学校
児童館	池尻児童館
	若林児童館
	弦巻児童館
	野沢児童館
	上町児童館
	桜丘児童館
	代田児童館
	松沢児童館
	代田南児童館
	等々力児童館
	玉川台児童館
	森の児童館
	深沢児童館
	上用賀児童館
	新町児童館
	船橋児童館
	喜多見児童館
	成城さくら児童館
	山野児童館
	祖師谷児童館
	鎌田児童館
	烏山児童館
	上北沢児童館
	上祖師谷ぱる児童館
	粕谷児童館
	奥沢子育て児童ひろば
	北沢子どもの居場所
新 BOP・学童クラブ	若林小新 BOP
	三宿小新 BOP
	太子堂小新 BOP
	桜小新 BOP

桜丘小新 B0P
代沢小新 B0P
多聞小新 B0P
世田谷小新 B0P
松沢小新 B0P
駒沢新 B0P
旭小新 B0P
中里小新 B0P
松原小新 B0P
上北沢小新 B0P
駒繫小新 B0P
池之上小新 B0P
経堂小新 B0P
弦巻小新 B0P
山崎小新 B0P
中丸小新 B0P
代田小新 B0P
三軒茶屋小新 B0P
赤堤小新 B0P
松丘小新 B0P
池尻小新 B0P
笹原小新 B0P
城山小新 B0P
深沢小新 B0P
玉川小新 B0P
京西小新 B0P
二子玉川小新 B0P
八幡小新 B0P
奥沢小新 B0P
尾山台小新 B0P
東深沢小新 B0P
東玉川小新 B0P
桜町小新 B0P
九品仏小新 B0P
瀬田小新 B0P

	等々力小新 BOP
	用賀小新 BOP
	中町小新 BOP
	玉堤小新 BOP
	烏山小新 BOP
	塚戸小新 BOP
	祖師谷小新 BOP
	砧小新 BOP
	明正小新 BOP
	烏山北小新 BOP
	八幡山小新 BOP
	芦花小新 BOP
	船橋小新 BOP
	砧南小新 BOP
	給田小新 BOP
	山野小新 BOP
	千歳小新 BOP
	喜多見小新 BOP
	武蔵丘小新 BOP
	希望丘新 BOP
	千歳台小新 BOP
	下北沢小新 BOP
図書館	中央図書館
	経堂図書館
	桜丘図書館
	下馬図書館
	世田谷図書館
	梅丘図書館
	代田図書館
	奥沢図書館
	尾山台図書館
	尾山台図書館
	玉川台図書館
	深沢図書館
	鎌田図書館

	砧図書館
	粕谷図書館
	上北沢図書館
	烏山図書館
教育総合センター	教育総合センター

<区民活動利用>

施設分類	施設名
本庁舎(世田谷区民会館、区民交流スペース等)	本庁舎
まちづくりセンター (活動フロア)	池尻まちづくりセンター
	太子堂まちづくりセンター
	若林まちづくりセンター
	上町まちづくりセンター
	経堂まちづくりセンター
	下馬まちづくりセンター
	上馬まちづくりセンター
	梅丘まちづくりセンター
	代沢まちづくりセンター
	新代田まちづくりセンター
	北沢まちづくりセンター
	松原まちづくりセンター
	松沢まちづくりセンター
	奥沢まちづくりセンター
	九品仏まちづくりセンター
	等々力まちづくりセンター
	上野毛まちづくりセンター
	用賀まちづくりセンター
	二子玉川まちづくりセンター
	深沢まちづくりセンター
祖師谷まちづくりセンター	
成城まちづくりセンター	
船橋まちづくりセンター	
喜多見まちづくりセンター	

	砧まちづくりセンター
	上北沢まちづくりセンター
	上祖師谷まちづくりセンター
	烏山まちづくりセンター
区民会館	世田谷区民会館別館 (三茶しゃれなあどホール)
	北沢区民会館 (北沢タウンホール)
	北沢区民会館別館 (梅丘パークホール)
	玉川区民会館 (玉川せせらぎホール)
	玉川区民会館別館 (上用賀アートホール)
	砧区民会館 (成城ホール)
	烏山区民会館
区民センター	桜丘区民センター
	桜丘区民センター 別館
	太子堂区民センター
	弦巻区民センター
	宮坂区民センター
	代田区民センター
	深沢区民センター
	玉川台区民センター
	奥沢区民センター
	奥沢区民センター 別館
	鎌田区民センター
	烏山区民センター
	上北沢区民センター
	粕谷区民センター
地区会館【有人管理】	上馬地区会館
	下馬地区会館
	経堂地区会館
	池尻地区会館

	守山地区会館
	花見堂地区会館
	代沢地区会館
	梅丘地区会館
	北沢地区会館
	尾山台地区会館
	上野毛地区会館
	奥沢地区会館
	駒沢地区会館
	二子玉川地区会館
	喜多見東地区会館
	上北沢地区会館
地区会館【無人管理】	経堂地区会館別館
	経堂南地区会館
	下馬南地区会館
	世田谷地区会館
	中里地区会館
	野沢地区会館
	三宿地区会館
	松原地区会館
	桜上水南地区会館
	代沢東地区会館
	代田地区会館
	奥沢東地区会館
	九品仏地区会館
	新町地区会館
	瀬田地区会館
	玉堤地区会館
	等々力地区会館
	東玉川地区会館
	深沢地区会館
	二子玉川地区会館別館
	用賀地区会館
	船橋地区会館
	宇奈根地区会館

	祖師谷地区会館
	千歳台地区会館
	喜多見地区会館
	岡本地区会館
	大蔵地区会館
	砧地区会館
	上祖師谷地区会館
	給田地区会館
	北烏山地区会館
区民集会所【有人管理】	新代田区民集会所
	松沢区民集会所
	祖師谷区民集会所
	希望丘区民集会所
	砧総合支所区民集会所
区民集会所【無人管理】	池尻区民集会所
	三軒茶屋区民集会所
	下馬区民集会所
	弦巻区民集会所
	野沢区民集会所
	丸山区民集会所
	若林区民集会所
	大原区民集会所
	北沢区民集会所
	北沢南区民集会所
	下北沢区民集会所
	羽根木区民集会所
	六所橋区民集会所
	上野毛区民集会所
	桜新町区民集会所
	中町区民集会所
	野毛区民集会所
	用賀区民集会所
	鎌田区民集会所
	山野区民集会所
	八幡山区民集会所

	上祖師谷一丁目区民集会所
	南烏山区民集会所
	寺町通り区民集会所
大蔵第二運動場(宿泊施設に限る)	大蔵第二運動場宿泊室
世田谷美術館、文学館	世田谷美術館
	世田谷文学館
平和資料館	平和資料館
がやがや館	がやがや館
ひだまり友遊会館	ひだまり友遊会館
ふれあいの家	下馬ふれあいルーム
	上馬塩田ふれあいの家
	駒沢中学校支えあいルーム
	池尻小学校ふれあいルーム
	若林ふれあいルーム
	野沢ふれあいの家
	松原ふれあいルーム
	松原西ふれあいの家
	東玉川ふれあいルーム
	中町ふれあいの家
	用賀ふれあいルーム
	小林ふれあいの家
	桜新町ふれあいルーム
	等々力ふれあいルーム
	宇奈根ふれあいの家
	砧くちなしふれあいの家
	千歳ふれあいルーム
	祖師谷支えあいルーム
	成城ふれあいの家
	八幡山ふれあいの家
南烏山ふれあいの家	
上北沢ふれあいの家	
スカイキャロット展望ロビー	スカイキャロット展望ロビー

文化生活情報センター（生活工房）	文化生活情報センター（生活工房）
パブリックシアター	パブリックシアター
クロッシングせたがや	クロッシングせたがや
保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）	保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）
青少年交流施設	池之上青少年交流センター
	野毛青少年交流センター
	希望丘青少年交流センター
公園（広域避難場所指定公園のみ）	世田谷公園
	羽根木公園
	二子玉川公園
	玉川野毛町公園
	きたみふれあい広場
教育総合センター ※再掲	教育総合センター
郷土資料館	郷土資料館
民家園	岡本公園民家園
	次大夫堀公園民家園

<防災（避難所用）>

施設分類	施設名
区立小中学校	若林小学校
	三宿小学校
	太子堂小学校
	桜小学校
	桜丘小学校
	代沢小学校
	多聞小学校
	世田谷小学校
	松沢小学校
	駒沢小学校
	旭小学校
	中里小学校

松原小学校
上北沢小学校
駒繫小学校
池之上小学校
経堂小学校
弦巻小学校
山崎小学校
中丸小学校
代田小学校
三軒茶屋小学校
赤堤小学校
松丘小学校
池尻小学校
笹原小学校
城山小学校
深沢小学校
玉川小学校
京西小学校
二子玉川小学校
八幡小学校
奥沢小学校
尾山台小学校
東深沢小学校
東玉川小学校
桜町小学校
九品仏小学校
瀬田小学校
等々力小学校
用賀小学校
中町小学校
玉堤小学校
烏山小学校
塚戸小学校
祖師谷小学校
砧小学校

明正小学校
烏山北小学校
八幡山小学校
芦花小学校
船橋小学校
砧南小学校
給田小学校
山野小学校
千歳小学校
喜多見小学校
武蔵丘小学校
希望丘小学校
千歳台小学校
下北沢小学校
太子堂中学校
桜丘中学校
松沢中学校
駒沢中学校
北沢中学校
緑丘中学校
駒留中学校
梅丘中学校
桜木中学校
富士中学校
弦巻中学校
奥沢中学校
八幡中学校
玉川中学校
瀬田中学校
深沢中学校
尾山台中学校
用賀中学校
東深沢中学校
砧中学校
烏山中学校

	千歳中学校
	芦花中学校
	上祖師谷中学校
	砧南中学校
	喜多見中学校
	三宿中学校
	世田谷中学校
	不登校特例校
	船橋希望中学校
複合施設	守山複合施設（まもりやまテラス）
	花見堂複合施設（さくら花見堂）
	希望丘複合施設
公園（広域避難場所指定公園のみ） ※再掲	世田谷公園
	羽根木公園
	二子玉川公園
	玉川野毛町公園
	きたみふれあい広場